

## これまでの会合で整理してきた意見について

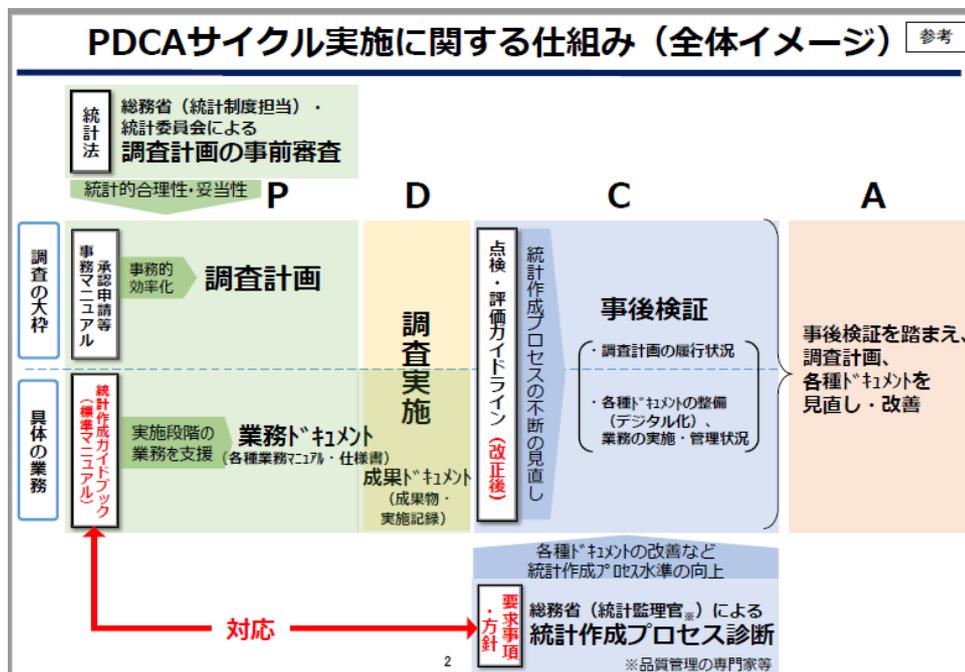
※ 本資料は、これまでの会合でいただいた御意見について、資料 2 - 1 「公的統計の総合的品質向上に向けて（構成案）」の「Ⅳ 今後の取組」の項目別に整理したものを。

## 1 業務マニュアルの整備・共有とPDCAサイクルの推進

（これまでの取組に対する意見等（これまでの会合での議論の整理））

- 現在進められているPDCAサイクル（統計作成プロセス診断等）の取組の方向性は適切であるが、進捗途上にあるので、承認申請とも連携して重大リスク事案の発生を抑制する体制を目指し、取組の加速化が必要
  - ⇒ ・PDCAサイクル（統計作成プロセス診断等）の加速・強化、優良事例・課題の横展開
  - ・今後の点検の結果を踏まえ、プロセス診断（試行）の実施
- PDCAサイクルでは業務標準としてのマニュアル整備（見える化）が必須。現在のマニュアルの整備状況は府省間で精粗に差があり、その改善のため、マニュアル整備のノウハウの共有が必要。このため、統計作成ガイドブックはわかりやすく、実務的なものとし、プロセスの標準化も意識するよう留意。また、各府省のマニュアル整備に当たってはデジタル技術も活用
  - ⇒ ・今回の事案を踏まえた、統計作成プロセス診断の要求事項や統計作成ガイドブック等の改善・充実
  - ・統計作成ガイドブック等を踏まえ、各府省においてマニュアル整備の推進
  - ・マニュアルのデジタル化推進による効率的・効果的な整備・管理

<参考> 2月16日 第2回特別検討チーム資料



## 2 変更管理の取組の導入

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- 重大リスク事案は3H (変化、初めて、久しぶり) で発生しやすいので、手順等の変更時に、業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。また、手順から離脱するケースを網羅的にチェックするのは不可能であり、チェック内容や対応方法を決めるなどの重点化が必要
  - ⇒ **・今回の事案を踏まえた、統計作成プロセス診断の要求事項や統計作成ガイドブック等の改善・充実 (再掲)**
  - ・統計作成ガイドブック等を踏まえ、各府省においてマニュアル整備の推進 (再掲)**
- 集計プロセスやシステム設計の変更が発生した場合等には、エラー発生の未然防止の観点から、情報システム、人手による処理等業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。その際、業務フローにおけるプロセスの標準化を意識していくことが重要
  - ⇒ **・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実**
  - ・外注管理等に関する研修、相談体制の充実**

## 3 地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通の確保

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- エラー等の未然防止、早期発見の観点から、PDCAサイクルの中で、実査に関わる民間事業者・地方公共団体の実施における課題や意見を調査の改善に活かすことが重要
  - ⇒ **・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実**
- 重大リスク事案は3H (変化、初めて、久しぶり) で発生しやすいので、手順等の変更時に、業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。また、手順から離脱するケースを網羅的にチェックするのは不可能であり、チェック内容や対応方法を決めるなどの重点化が必要 (再掲)
  - ⇒ **・業務見直し時における実査に関わる民間事業者・地方公共団体との十分なコミュニケーション**

## 4 誤りの発見・発生時の適切対処の組織風土の定着、徹底、備え

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- 品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要
  - 〔 ○問題の早期発見・早期対処の重要性  
○発見・報告者の積極的な評価の重要性 等 〕
  - ⇒ **・幹部研修の充実 (誤り発見後の対応ルールを含む)、内容・コンテンツの横展開**
- 事後的な検証に必要な情報の保存が必要
  - ⇒ **・毎月勤労統計調査の事案の対応として定めた情報保存等のガイドラインに沿って調査票情報や関連情報の保存の徹底を図ることが必要**
  - ⇒ **・併せて、今後、業務マニュアルの整備・更新を着実に定着させていくことが必要との考え方が示されており、統計作成者に、業務マニュアル等に沿った成果物や業務記録の着実な作成を求めることが必要<sup>※</sup>。**  
※ 業務マニュアルに基づく成果物や業務管理上必要される業務記録の内容は、誤りが生じた場合に、遡ってその原因を速やかに分析することにも活用可能。
  - ⇒ **・これらの取組が誤り発生時の対応にも資することを明確にするため、現在の「誤り発見時の対応ルール」にも、これらの情報の保存をしっかりと位置付ける必要**

## 5 業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

## 6 遅延調査票の取扱い

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

### ■ 遅延調査票の取扱いについて

※第6回特別検討チーム会合(6/14)資料1別紙より

○ 以下の内容は、遅延調査票を集計に利用する場合の典型的な取扱いとして想定されるパターンを示したものであり、今後実施される点検の結果を踏まえた上で、統計委員会の考え方として報告書に盛り込むことが必要ではないか。

- ※1 遅延調査票とは、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票のことをいう。
- ※2 月別集計は、月別の統計のことをいう。月次の速報や確報といった、複数の段階に分けて公表される集計はもとより、年別集計を行う際に併せて行われる月別の集計も含まれる (ここでは、同一の集計対象月に係る値を更新していく場合を想定している)。
- ※3 年別集計は、1年間(年度間)の累積や平均などの集計のことをいう。

### I 遅延調査票を集計に使用するパターン

- (1) 月別集計が速報、確報など複数の段階に分けて公表される場合  
月別集計の公表が、迅速性を重視した速報、正確性を重視した確報など複数の段階に分けて行われる場合、(速報集計では遅延調査票を使用せず、) 確報集計ではその集計期限に間に合うものを使用するパターン
- (2) 月別集計に速報・確報の区別はないが、年別集計の際に併せて月別集計の確報が公表される場合  
各月に行われる月別集計の公表では迅速性が重視され、正確性を重視した確報は年別集計の際に併せて公表される場合、月別集計では遅延調査票を使用せず、年別集計の際に併せて公表される月別集計の確報において集計期限に間に合うものを使用するパターン
- (3) 月別集計に確報がなく、年別集計に遅延調査票を反映するために簡便な方法をとる場合  
遅延調査票の情報を年別集計に可能な限り反映させる必要があるときに、その情報を便宜提出された月の月別集計に使用するパターン (例えば、年別集計が月別集計の累積結果であり、特に年別集計の正確性が重視される統計など)

### II 遅延調査票を使用する場合における留意点

- ・ 業務マニュアルに遅延調査票の取り扱いを記載し、その取り扱いの適否について定期的に自己点検を行う。
- ・ 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- ・ 遅延調査票の取り扱いに関し不明な点がある場合には、統計幹事部局や統計相談窓口にご相談し、助言を受ける。
- ・ 以上の対応が確実に実行されるよう、遅延調査票の取り扱いに関し「統計作成ガイドブック」に分かりやすく記述を含める。

## 7 デジタル化の推進

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- 調査のデジタル化を通じたエラー発生防止の観点から、オンライン調査のさらなる普及が必要。そのために、調査に共通したプラットフォームの整備・普及が必要  
⇒ **・e-Surveyを報告者、統計作成者にとってより使いやすい柔軟なシステムに改良し、普及を推進**
- 個別調査における集計システムのエラー・ミスを防止する観点から、集計プロセスで使用するシステムやツールの標準化・共通化が必要  
⇒ **・集計システムに関する汎用パッケージ等を整備し、政府統計共同利用システムにおいて提供**
- 集計プロセスやシステム設計の変更が発生した場合等には、エラー発生の未然防止の観点から、情報システム、人手による処理等業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。その際、業務フローにおけるプロセスの標準化を意識していくことが重要  
⇒ **・外注管理等に関する研修、相談体制の充実 (再掲)**

## 8 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と人材育成

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- 品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要  
〔 ○問題の早期発見・早期対処の重要性  
○発見・報告者の積極的な評価の重要性 等 〕  
⇒ **・幹部研修の充実 (誤り発見後の対応ルールを含む)、内容・コンテンツの横展開 (再掲)**
- 研修がより多くの対象者に有効に受講されるよう、業務実態、ニーズ等に応じた研修内容の設定や研修成果の確認等が適切に行われることが必要  
⇒ **・受講者のレベルに応じた研修の設定、オンライン研修等の拡充**
- PDCAサイクル・品質管理等が職場の風土として浸透するよう、この面での研修内容の一層の充実が必要  
⇒ **・レベル別研修の充実 (誤りへの対応、集計・審査関係等の内容強化)**

## 9 各府省の体制強化

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

※第7回特別検討チーム会合 (7/5) 資料2より

- 研修の充実等に加え、職場経験を通じた専門人材の育成にも繋がるような取組が必要
  - ⇒ 1 各府省のマネジメント層に対する要請として、統計部門に従事する職員の経験(年数)の蓄積に配慮した、計画的な人事運用や体制整備を行うこと。
  - 2 毎月勤労統計調査の事案発生後に創設した、統計データアナリスト、アナリスト補について、その取組を着実に定着させるため、確保・育成に必要な研修やOJTの場の確保を行うこと。
  - 3 統計業務の経験を積んだ職員の技能が失われないよう、国家公務員の定年延長の機会も活用し、経験を積んだ職員を若手の指導役とするなど、その継承を確実に行うことができるような体制上の工夫を行うこと。
  - 4 各府省の職員の統計業務への経験の蓄積に資するため、中央統計機関(総務省統計局・政策統括官(統計制度担当)・統計研究研修所、独立行政法人統計センター)に各省職員を受け入れるためのポストの整備、経験者の各省への派遣など、中央統計機関と各府省の統計部局間の人的交流を促進すること。
- 統計分析審査官は短期間で配置されたため、担当職員的能力差、活用体制等に府省間で落差があり、これをより有効に機能させるために改善が必要。統計作成プロセス診断(試行)においては有効に活用されている良好な事例も見られることから、そのような事例を参考に改善を進めることが必要
  - ⇒ ・統計分析審査官の研修の加速化、良好な事例を府省間で共有

## 10 中央統計機関の相談対応の充実と体制強化

(これまでの取組に対する意見等 (これまでの会合での議論の整理))

- 問題発生の未然防止・早期発見の観点から、各府省の日常業務で発生した疑問・懸念等をすみやかに解決できるよう、専門的知見を有する者と気軽に相談ができる環境・体制の充実と、それに関する周知が必要
  - ⇒ ・相談体制のさらなる強化、周知・普及
  - ・統計業務相談に寄せられた相談内容の事例集を作成
- 総務省・統計委員会における承認申請時の標本設計、推計方法の取扱いを検討することが必要
  - ※第7回特別検討チーム会合 (7/5) 資料1より
  - ⇒ ・総務省と統計委員会が適宜連携しつつ、当分の間、今般の点検の結果や、統計作成プロセス診断等の結果、標本設計や推計方法を含め課題等が把握されたものを中心に、統計調査の審査に当たって、当該統計の審査・集計プロセスについても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる
  - ・この取組みで、統計調査の承認そのものが遅延することのないよう、総務省で承認を行う審査担当部署と統計研究研修所は連携をすることとし、審査官室と統計研究研修所に必要な体制を確保